

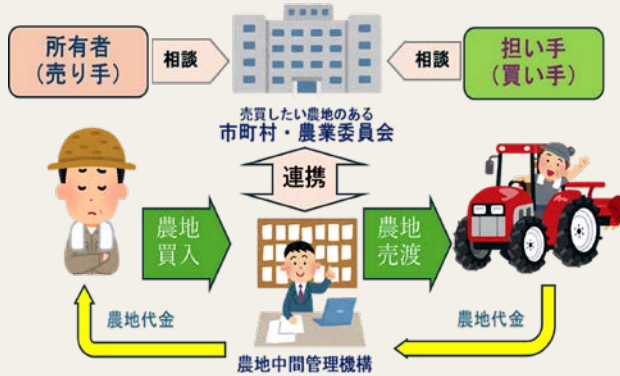
農業委員会だより

田原市農業委員会 / ☎ 23 3519 FAX 22 3817



農地を売りたい方・買いたい方へ(農地中間管理事業)

経営規模縮小を検討している方の農地を農地中間管理機構が買入れ、経営規模を拡大したい担い手の方への売り渡しを支援する農地中間管理事業をご紹介します。



※所有者(売り手)と担い手(買い手)がマッチングした案件が対象。

所有者(売り手)のメリット

譲渡所得税の軽減が受けられます。

担い手(買い手)のメリット

登録免許税および不動産取得税の軽減が受けられ、法務局への登記事務は農地中間管理機構が行います。

※注意事項①契約完了までに6ヵ月程度かかります。②中間管理機構と直接やりとりをすることがあります。

制度利用のための主な農地要件

- ・農振農用地区域内の農用地などで地域計画に含まれていること、かつその地域計画において位置付けられた担い手であること
- ・所有権が登記されており、抵当権が設定されていないこと
- ・対象農地の金銭債務(税など)の滞納がないこと
- ・隣地との境界が明確であること
- ・農地の売買価格が近傍類似価格に準じること

担い手(買い手)の要件

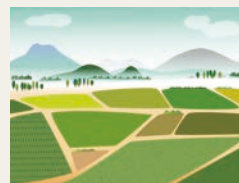
- ・認定農業者、認定就農者などの担い手であること
- ・機構への代金支払は一括前払いすること(土地代金)

・原則、取得後の経営面積が概ね1ヘクタール以上の団地を形成すること(水稲)

※新規就農者や

花きなどの集約栽培の場合は、そのかぎりではない。

・経営面積が表以上となること



経営形態	経営面積 (ha)
野菜 単一経営	1.5
施設園芸 単一経営	0.6
水稲・野菜 複合経営	1.3
水稲・野菜・施設園芸 複合経営	1.1
水稲・野菜・畜産 複合経営	0.5

農地中間管理事業の申請について

【受付開始】9月1日～

【締切】毎月25日(25日が土日祝日の場合は翌営業日)

【問い合わせ】

▼田原市農業委員会事務局

☎ 23 3519

▼田原市役所営農支援課

☎ 22 1126

▼(公財)愛知県農業振興基金

☎ (052) 95 3288

※詳しくは窓口や市HPなどでご案内します。



▲市HP

